

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により盛岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成19年1月26日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド盛岡店2号 盛岡市広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業施行地区内209街区2画地ほか
 - 2 届出者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
 - 3 盛岡市から聴取した意見の概要
駐車需要の充足等交通に係る事項
 - (1) 出店場所及び周辺道路は未整備であることから、土地区画整理事業及び国道整備事業の整備状況に応じた出店計画とすること。なお、国道からの出入りについては国道管理者及び盛岡市担当課と協議すること。また、A出入口前の国道にバスベイの設置が予定されていることから、出入口の位置について国道管理者と協議すること。
 - (2) 交差点計画について、交差点飽和度の計算・騒音予測結果に誤りがある。国道管理者等と交通処理について協議のうえ、交通処理計画・騒音予測について再検討すること。
 - (3) 駐車場について、荷さばき施設や廃品置場の前に車両が停車した場合、駐車場法の技術基準に定める幅員が確保されないことから、適切に処置すること。
 - (4) 駐輪場の収容台数が大規模小売店舗立地法の指針による基準の台数を満足していないことから、適切に対処すること。
- 備考 本公告に係る盛岡市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。